

多家良中央コミュニティ協議会専門部会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、多家良中央コミュニティ協議会会則(以下「会則」という。)第7条に基づき多家良中央コミュニティ協議会専門部会(以下「専門部会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会と活動)

第2条 多家良中央コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)の事業の円滑な推進を図るため、次の専門部会を置き所定の活動を行う。

- | | | |
|------------|----------|----------|
| (1) 体育部会 | (2) 保健部会 | (3) 環境部会 |
| (4) 福祉部会 | (5) 広報部会 | (6) 防災部会 |
| (7) 生涯学習部会 | | |

2 前項に定めるほか専門部会の増設、廃止もしくは変更については、協議会の役員会で決定し、協議会の総会に報告するものとする。

(副部会長ほかの役員の設置)

第3条 各専門部会は必要に応じて副部会長ほか必要な役員を置くことができる。副部会長ほかの役員は部会員の中から専門部会長が指名する。

2 副部会長ほかの役員は専門部会長を補佐し、所管事業の円滑な推進に努める。

(会議)

第4条 専門部会は必要に応じて開催するものとし、専門部会長が招集する。

2 専門部会には、必要に応じて協議会の会長ほか関係者の出席を求めることができる。

(規約の改廃)

第5条 この規約の改廃は協議会の役員会に於いて審議し、協議会の会長が定める。

(委任規定)

第6条 この規約に定めるもののほか、各専門部会における審議、事務処理等必要な事項については各専門部会の内部規定の定めるところによる。

(定めのない事項)

第7条 この規約に定めのない事項については、必要の都度協議会の会長が定め、協議会の役員会に報告する。

付 則 この規約は会則施行の日から施行する。

付 則 第2条(6)建設部会の廃部と広報部の新設は平成15年9月28日から施行する。

付 則 第2条(5)文化部会を廃部し、(6)に防災部会を新設する。

この付則は平成18年6月4日から施行する。

付 則 第2条(7)生涯学習部を新設する。

第3条(専門部及び定数)を削除する。

この付則は令和6年5月20日から施行する。